

令和6年度 第3回府中町下水道事業経営審議会 会議録

- 日 時 令和6年8月29日（木） 14:00～16:10
- 場 所 安芸府中生涯学習センターくすのきプラザ 1階 ギャラリー
- 出席委員 江村委員、尾崎会長、倉本委員、大東委員、高田委員、中下副会長、
藤田委員（欠席委員：繁政委員、瀧島委員）
- 事務局 屋敷町民生活部長、岡村下水道課長、立花下水道課課長補佐、
浅田総務係長
- 内 容 1. 開会
2. 資料説明・審議
3. 事務連絡
4. 閉会
- 配付資料 【資料1】配席表
【資料2】第3回府中町下水道事業経営審議会資料
【資料3】使用料体系比較表
【資料4】県内月額使用料

●概要

1. 開会

2. 資料説明・審議

資料に基づき事務局から説明

(会長)

時間外手当が急激に減っているが、どういった努力をしたのか。

(事務局)

令和元年から公営企業会計を適用しており、当初はやり方が分からず業務量が多くなってしまったが、慣れるに従い業務量を抑えることができるようになった。

(委員)

下水道に未接続の世帯が多いのは団地の地域か。

(事務局)

特別どこが多いというわけではない。接続しない理由としては、近いうちに家を建て替えるという理由のほか、高齢世帯の方だと今更お金をかけて接続しても仕方がないと言われることもある。

(委員)

接続工事に補助金を出して推進を図ってはどうか。

(事務局)

補助金の交付は行っていないが、無利子で工事費の貸付を行う制度はある。そのため個人の負担は発生してしまう。

(会長)

接続にあたって、町が負担する部分と個人が負担する部分の区分けはどうなっているのか。

(事務局)

町では下水道管および各家庭が接続する枝の管までを整備しており、そこへ接続する工事は個人で行うようになる。

(会長)

高齢者の方にとっては今更と言われるかもしれないが、浄化槽でも管理費等のコストはかかるので、トータルで得だと言えればいいのではないか。

(事務局)

接続の案内をする際には、長い目で見れば下水道の方が費用面で有利だと説明をするが、どこまで長い目で見られるかは個人で違うのでなかなか難しい。

(会長)

未接続世帯数は、年間でどれくらい減っているのか。

(事務局)

詳細な数値は手元に無いが、接続率は96%程度であり、県内で比較すると悪くはない状況である。

(委員)

下水道に接続するには、どれくらい費用がかかるのか。

(事務局)

設置する配管の長さや既存の設備によって工事費が変わるので一概には言いにくい。貸付金の上限が52万円であり、これが一つの目安かと思う。

(委員)

私の自宅では、浄化槽を使用していた時は年間4万円くらい点検等で費用がかかっていた。浄化槽から出た水は雨水とともに川に流れ、環境的にも衛生的にも悪いため、接続すべきと思う。

(会長)

そういったところを住民の皆様に提示していきながら、説得を続けていただければと思う。

(委員)

使用水量について、一般家庭で月に50 m³や100 m³も使う世帯はあるのか。また、一般的な使用水量はどの程度なのか。

(事務局)

現実的に 100 m³も使用する世帯はほぼおらず、50 m³使用する世帯もかなり少ないと思われる。

あくまで目安だが、3人世帯で1か月に20 m³くらいが一般的な使用水量であり、実際に府中町においても、営業用、家庭用ともに8割程度の使用者が20 m³以下の使用水量である。

(委員)

営業用は1,000 m³まで使用料を示しているが、実際にはいないということか。

(事務局)

営業用では大規模な事業所などで該当する使用者はいる。

(委員)

請求書に使用水量の記載があるが、これは2か月分ということか。

(事務局)

2か月分である。

(会長)

B-④-1の営業用と家庭用について、使用水量の多い部分の単価が少しずつ違っているが、元のB-④から調整しているということか。

(事務局)

今回新たに作成した案は、基本的に小口の使用料を極力下げる形で作成しているため、下げた分それ以外の部分の使用料がどうしても増えることになる。

(委員)

今回の議論の目的は、家庭用、営業用、公衆浴場、プール及び土木工事等について、それぞれどの案がいいかという方向性を出すということによいか。

(事務局)

そのようにお考えいただきたい。

(委員)

資料9ページに3種類の使用料体系案があるが、公衆浴場とプール及び土木工事

等については全体に占める割合が少ないので、ここの引き上げは全体の収入には影響しないと考えてよいのか。

(事務局)

第1回で提示した資料に使用料収入の推移を示したグラフがあり、ここで家庭用と営業用の割合を示している。公衆浴場とプール及び土木工事等はこのグラフでは見えないくらいの割合であり、全体に占める割合としては無いに等しい。

(会長)

資料21ページで、※印で「汚水経費は長期前受金戻入、基準内繰入相当額を控除」という注釈が入っているが、どういう意味か。

(事務局)

長期前受金戻入とは実際に現金収入は無いが収入として計上しているものであり、使用料以外の収入ということで、経費から控除している。

基準内繰入とは、汚水に係る経費は使用料で賄うという原則がある一方で、公的な便益を有するものは一般会計からの繰入が認められているというものであり、国が基準を示している。これについては一般会計が負担するものであるため、経費から控除している。

要は、使用料で負担する必要がないものを経費から除いているということである。

(会長)

使用料を単価150円の水準にしてもなお不足する部分への繰入が基準内繰入であったかと思うが、その基準内繰入を経費から差し引くということなのか。

(事務局)

資料21ページのグラフにある②の不足額について、基準内繰入として一般会計からの繰入で補填するという説明をしたが、その他にも基準内繰入にはいくつかの種類がある。そういったその他の基準内繰入について、使用料で負担する必要がないものとして予め経費から差し引いているというものになる。

(会長)

B案では家庭用と営業用が連動しているとのことだが、この連動性を崩すと前提となる16%の改定率が崩れるということか。

(事務局)

家庭用と営業用はセットになっており、例えばB-④-1を選択するならば家庭用と営業用のどちらもB-④-1になる。

(委員)

連動しているということだが、家庭用と営業用で一致していない部分がある。例えば16～20 m³では、現行の場合、家庭用は162円で営業用は177円となっているが、これはどういう考え方なのか。

(事務局)

元々の使用料体系において、使用水量が少ない部分は家庭用と営業用で同じだが、多くなると営業用の方が若干高くなるという設定になっている。これについては、一般家庭の負担を軽くしたいという考えがあるためと思われる。

今回作成した案は、現行の使用料体系に加算していくという考え方に基づいているので、元の料金で家庭用と営業用がずれているところは、それに伴って差が生じている。

(委員)

使用料が変わるタイミングで家庭用と営業用の体系を統一した方が、分かりやすさという面でよいのではないか。

(事務局)

家庭用と営業用の体系を統一する案も検討したが、その場合、どちらに合わせるかが問題となる。仮に営業用に家庭用を合わせるとしたら、家庭用の上げ幅がかなり大きくなる。また、家庭用に合わせるとしたら、営業用は値下げすることになるが、収入が不足する状況において値下げは現実的でないと考ええる。そのため、二つの料金体系を保持することはやむをえないと考えている。

(委員)

個別の単価で引き下げになるものがあっても、トータルで支払う金額が上がるのであれば、問題ないのではないか。

(事務局)

そのような考え方でも問題はないと思うが、作成に当たったの考え方としては、引き下げはしないようにしている。

(委員)

家庭用と営業用では同じ使用量でも営業用の方が高くなるが、負担を軽くするという方向で、今回の案を分けて考えるということは難しいか。

(事務局)

今回の案では、各案で家庭用と営業用のトータルで使用料収入が16%増えるようにしている。そのため、家庭用と営業用で異なる案を採用すると全体のバランスが崩れる可能性がある。

(会長)

家庭用と営業用で全体のバランスを取るような作りになっているということだが、家庭用と営業用でそれぞれが16%の改定率になっているようにも見える。どちらかというと、家庭用と営業用を揃えようとする、得する人と損する人が出るのを避けたいという方が本旨のようにも感じられるが、どうか。

(事務局)

ご指摘のとおり、家庭用と営業用で使用料体系を揃えると使用者にとって損得の差が出てしまうので、あくまでも現状の体系は生かしたうえで今回の案を作っている。

(委員)

広島市とは使用料が違ってくるのか。

(事務局)

今は広島市と同一の使用料体系なので全く同じだが、もし使用料体系を変更するならば当然違ってくる。

(会長)

資料12ページを見ると、B-④-1は変化が激しい印象なので、B-④-2ないしはB-④-3が落としどころと感じる。

(委員)

一つポイントになりそうなのは、営業用の大口部分かと思う。営業用で1,000 m³ 使用する場合、B-④よりもB-④-1、2、3の負担が増えており、広島市との差が大きくなることで、事業者の出店などで不利になることも考えられる。

大口使用者への影響をあまり大きくしないという観点から、私はB-④が最も良

いという意見である。

(委員)

私も同様の意見だが、家庭用だけで考えるのであればB-④-3がベストであると思う。一方で、全体で公平に考えるのであればB-④の方がいいと思う。

(会長)

確かにB-④もよい点はあると思う。B-④をベースに小口使用者への配慮ということで今回B-④-1、2、3を出してもらったが、一方で、大口の使用者は町の発展に欠かせないこともあり、そのバランスの取り方だと思う。

今出ている意見では、B-④-3か、元のB-④というところか。

(委員)

私も基本的な考え方は同じだが、県内月額使用料の資料で見ると、大口部分において府中町だけが単独で最も高くなってしまふ。そのため、B-④において大口の単価は現行のままとするなど、急激な累進率を少しでも軽減してもいいのではないか。

(会長)

資料13ページの使用料体系を見ると、最も大口の部分の単価については、ほとんど差はない状態である。一委員の意見として、全体の収支に大きな影響を与えるわけではないので、もう少し軽減してもいいのではないかと思うが、事務局の考えはどうか。

(事務局)

事務局としても累進度が高過ぎるのは良くないと考えており、単価を上げるにしても極力低く抑えるように考えている。例えば、1,001 m³以上は5円の増額、501～1,000 m³は8円の増額と、値上げ幅を極力低くしている。

仮にこの部分を値上げしない場合にどうなるかは試算してみないと分からないが、そういった考え方もあると思う。

(会長)

確かに大口部分の値上げ幅をかなり抑えており、ある程度配慮したといえる体系であると思う。使用料の改定は絶対的に各使用者に跳ね返ってくるものなので、あまり変動が激しいものは良くないと考えられる。

この観点で言うとB-④ないしはB-④-3が、小口使用者にも大口使用者にも

それなりに配慮した案であると感じている。

ひとまずB－④－3を現時点での合意として、他の種別についても検討したいと思う。次の公衆浴場についてだが、C－①で改定率1%となっているのは、20 m³までの家庭用の使用料改定分ということか。

(事務局)

ご指摘のとおり、20 m³までの部分で家庭用の使用料改定を反映したことで1%の増額となっている。家庭用として、ここでは仮にB－④－2の使用料を入れている。

(会長)

いきなり急激に上げるは良くないと感じるところもあり、C－①がいいとは思う。

(委員)

改定率は1%、9%、17%の3つしかないのか。また、営業用と比較して料金が全く異なっているが、なぜか。

(事務局)

公衆浴場は公益的な側面もあるので、元々一般的な営業用よりもかなり金額が低く抑えられている。また、今回作成した3つの案については、まず全体の改定率である16%に基づく案、次に最低限の案、そしてその中間の案という考え方で設定している。

(委員)

変更なしの案とあるが、他の単価は基本的には全て上がる中で公衆浴場だけ上がらないのはどうかと思う。ここを上げてでも全体の収支にはほぼ影響がないので、考え方の問題になると思うが、全体的に少しずつ上げる形がいいのであれば、仮に1円でも上げる方が望ましいのではないかと考える。

(会長)

公衆浴場のスケールから考えると、実際に使用料収入として有効になるのは21 m³以上の部分ということか。

(事務局)

公衆浴場は町内に1件だけであり、1か月あたり2,000 m³程度使用しているものと考え、20 m³の部分は割合として非常に小さいため、大半が21 m³以上の単価35円の部分になる。

(会長)

公衆浴場という公益性への配慮をしつつ、値上げについての全体の納得感も大事であると考える場合、単価 35 円を 36 円にするということは可能か。

(事務局)

公平性の観点も踏まえ、可能であると考ええる。

(会長)

35.5 円など端数の単価の設定は可能か。

(事務局)

不可能ではないが細くなるので、端数は無い方がいいと思う。

(会長)

実際の金額が出てこないと結論は出せないなので、36 円とした案を次回提示していただきたい。

最後に、プール及び土木工事等について検討したい。事務局の説明によると、プールは学校等であり結局は税金で支払われるものであること、土木工事等は臨時的なものであることから、ここもむやみに引き上げる必要性はないと感じるが、どうか。

(委員)

公衆浴場と同様、上げないわけにはいかないという考え方のもと、ではいくらにするかという話かと思う。

(会長)

では、プール及び土木工事等はD－①でいかがか。

※反対意見なし

(委員)

家庭用と営業用について、B－④案はなくなったのか。

(委員)

私もB－④かB－④－3という意見だったが、資料14ページの改定率で見ると、大口への配慮についてはB－④でもクリアしていると感じた。そのため、小口にも

配慮したB-④-3がいいと思う。

(会長)

一委員としての感想だが、B-④は10 m³の上げ幅が大きいのが気になるところである。

(委員)

これまでの議論を踏まえて、資料12ページの家庭用の体系を見ると、使用者数が多い20 m³の部分ではB-④とB-④-3はちょうど同じである。私も元々はB-④がよいと思っていたが、小口と大口両方への配慮となると、B-④-3の方がよいと思う。

(会長)

では改めて、B-④-3とすることでよいか。

※反対意見なし

前回意見があったように、生活困窮者の方や、生活困窮者の枠には収まらないが生活が厳しい方への配慮は行政として当然すべきであり、そういった点についての対応をお願いしたい。使用料の案とともに、審議会の総意としてそのような考えを持っていることを付帯意見として申し伝えることも必要だと思うので、そのような点も踏まえて次回の審議に臨めればと思う。

4. 事務連絡

5. 閉会